

開発建設部における 公共工事の品質確保に関する独自の取組み(案)

開発建設部における公共工事の品質確保に関する独自の取組み(案)は、今後の取組み状況によって、追加又は変更する場合があります。

<p>「ダンピング対策通達(抄)」 (国土交通省 平成18年4月14日)</p>	<p>「開発建設部の独自の取組み(案)」</p>
<p>○適正な施工の確保の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格2億円以上の調査対象工事は全て重点調査を実施。 ・予定価格2億円未満も重点調査を積極的に試行。 	<p>○重点調査対象範囲の拡大</p> <p>◇全ての低入札工事について、重点調査を実施。(継続実施)</p>
<p>○受注者側技術者の増員 低入札で、以下のいずれかの条件に該当した場合は、2名の現場体制とする。 (監理技術者と同等の技術者を1名増員する)</p> <p>【工事規模が2億円以上の場合の条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①70点未満の工事成績評定を通知された企業 ②発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業 ③品質管理、安全管理に関し、指名停止又は若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意喚起を受けた企業 ④自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業 <p>【工事規模が2億円未満の場合の条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①65点未満の工事成績評定を通知された企業 ②～④は同上 	<p>新たな取組み(別紙1)</p> <p>○受注者側の技術者の増員</p> <p>◇予定価格7.2億円以上の工事において、2億円以上と同様な条件で、いずれかに該当した場合は次のとおり技術者増員する。</p> <p>⇒現場代理人と監理技術者を兼務できない。かつ監理技術者と同等の技術者を増員し、3名の現場体制とする。</p>
<p>「執行通達(抄)」 (国土交通省 平成18年4月19日)</p>	<p>「開発建設部の独自の取組み(案)」</p>
<p>○入札及び契約手続きにおける一層の透明性及び競争性の確保</p> <p>(1)一般競争入札方式の拡大等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H18年度中一般競争入札を予定価格2億円以上速やかに実施。 ・予定価格2億円未満は、原則工事希望型競争入札、通常指名競争入札は原則廃止。 	<p>○一般競争入札方式の拡大等(継続実施)</p> <p>◇H18年度から一般競争入札は、予定価格6千万円(一般土木工事)以上の全ての工事において実施(工種によって下限額が異なる)</p> <p>◇工事希望型競争入札は、予定価格が6千万円(一般土木工事)未満の工事において実施。</p>
<p>○総合評価方式の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H18年度は、全工事発注件数の5割(金額の8割)相当以上で実施。 	<p>○総合評価方式の更なる拡大(継続実施)</p> <p>◇H18年度より、原則全ての工事において、総合評価方式を実施。</p>
<p>○著しい低価格による受注への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札時の工事費内訳書の提出 ・1億円以上の工事は、全て内訳書を求める。また、1億円未満工事については、発注件数の2割で試行。 	<p>新たな取組み(別紙2)</p> <p>○入札時の工事費内訳書の提出</p> <p>◇原則全ての工事において、入札時に工事費内訳書を求める。</p>

参考)別紙1～3の詳細

その他の項目	「開発建設部の独自の取組み(案)」 (その他の項目)
<p>1. 業務の入札・契約に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務における簡易公募型 ◇予定価格が4千万円以上の業務に適用する。 ○業務における低価格による受注調査の試行 ◇予定価格1千万円以上の業務を対象とし、入札額が予定価格の70%未満の場合、低価格受注調査を実施。(平成17年度試行) 	<p>1. 業務の入札・契約に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務における簡易公募型拡大の試行(継続実施) ◇予定価格が4千万円以上の対象のところを、500万円以上からとして、適用範囲を拡大し試行を行う。 ○業務における低価格による受注調査の試行(継続実施) ◇平成18年度以降においても、低価格受注調査を実施。
<p>2. 積算・監督検査に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○H17年度は、ユニットプライスを1件試行。 ○非破壊検査を活用した施工管理の試行。 ○発注者によるモニターカメラの設置による監督体制の強化の試行。 	<p>2. 積算・監督検査に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○H18年度は、ユニットプライスを2件試行(継続実施) 新たな取組み(別紙3) ○工事書類の簡素化を試行。 ○非破壊検査を活用した施工管理の試行。(継続実施) ○発注者によるモニターカメラの設置による監督体制の強化の試行。(継続実施)